

# 愛媛県おいしい食べきり宣言事業所制度実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べきり県民運動の趣旨に賛同し、宴会5箇条や3010(さんまるいちまる)運動等の宴会時に食べ残しを減らす取り組みを実践する事業所を募集し、「おいしい食べきり宣言事業所」(以下「宣言事業所」という。)として登録するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 愛媛県内に本社又は事業所を有して事業活動を行う者をいう(国及び地方公共団体を除く)。
- (2) 食べきり県民運動 おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動をいう。
- (3) 宴会5箇条 宴会をおいしく楽しむための次の5項目をいう。
  - ア 「適量注文」 人数やメンバー、メニューをよく見て、食べきれぬ量を注文
  - イ 「声かけ」 幹事の「おいしく残さず食べきろう」の一言で宴会開始
  - ウ 「味わいタイム」 楽しい宴会中に料理を味わう時間を確保
  - エ 「シェア(分け合う)」 食べきれない料理は仲間で分け合う
  - オ 「チェック」 食べ残しのない、きれいな皿をみんなで確認
- (4) 3010運動 会食開始後30分間と終了前10分間は、席を立たずにしっかり食べて、食べ残しを減らす運動をいう。

(登録基準等)

**第3条** 知事は、食べきり県民運動の趣旨に賛同し、宴会5箇条及び3010運動を実践する事業所を、「宣言事業所」として登録する。

2 宣言事業所は、前項に規定するもののほか、食べきり県民運動に係る活動を実践することができる。

(登録の手続等)

**第4条** 事業所は、宣言事業所の登録を受けようとするときは、登録申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する登録申込書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、登録を行い、事業所に登録証を送付するとともに、宣言事業所として県のホームページに掲載する。

3 宣言事業所は、県が実施する食品ロス削減に関する広報やアンケート調査等に協力するものとする。

(変更の届出)

**第5条** 宣言事業所は、前条第1項の登録申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに、登録事項変更届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(登録の辞退)

**第6条** 宣言事業所は、第3条の登録基準等を満たさなくなったとき、又は事業所の廃止等の理由により取り組みを中止したときは、登録辞退届(様式第3号)に登録証を添付して提出しなければならない。

(登録の抹消)

**第7条** 知事は、宣言事業所が第3条の登録基準等を満たさなくなったことが明らかとなったとき、法令に違反したとき、その他食べきり県民運動の趣旨に違反すると認められるときは宣言事業所の登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消された宣言事業所は、直ちに登録証を知事に返還しなければならない。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。